~入居決定までの流れ~

特別養護老人ホーム入居を希望される方

※要介護認定で、要介護度が1~5と認定を受けられた方。

意見書の依頼

・介護支援専門員の意見書が必要となります。

意見書の受領

◇入居のお申し込み

※入居に必要な書類として

- ・入居申込書 (施設にございます)
- ・介護支援専門員の意見書
- 介護保険被保険者証(写)

※介護サービスの実績のある方は

- ・直近3ヶ月のサービス利用票(写)
- ・直近3ヶ月のサービス利用別票(写) についても必ず必要となります。

入居申込書等の提出

◇担当の介護支援専門員

- ケアプランの作成を依頼している ケアマネージャー
- 担当のケアマネージャーがいない 場合は入居を希望される施設へご 相談下さい。

◇入居を希望される指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

↓

◇入所検討委員会

※入居の為に必要な書類をもとに会議を開きます。



◇入居順位決定・決定内容のお知らせ



※施設に空床が生じた場合、決定された入居順位に沿って、 入居が可能となります。

◇入居決定・ご契約

※ご本人またはご家族への入居の意思の確認後、 ご契約のもと入居を決定させて頂きます。

※『指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準』により、「介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性の高い申し込み者を優先的に入所させるよう努める」とされており、 入所検討委員会を設け公平な入居の決定をさせて頂く事となっております。



上記の内容について説明をしました



上記の内容について説明を受けました。

利用者様 氏名 印 代理人様 氏名 印